

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第104号

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条中「総務局」を「行財政局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局監察室)